

# 規制対象事項チェックリスト

## 120 ガス炊きボイラー

1. ガス炊きボイラーを起動し、または停止する際には、ガス配管系の手動止め弁の開閉状態を確認している。
2. ガス炊きボイラーの弁、フランジおよびガス配管は、定期的に漏れの有無を点検している。
3. ガス炊きボイラーのガス配管系の機器類は、定期的に点検し、かつ、掃除している。
4. ガス炊きボイラーの起動前に、必要に応じて、燃焼室内を点検し、異物がある場合は除去している。
5. 点火の前に、燃焼装置が着火のため適正な燃焼量となる状態に設定されていることを確認している。
6. ガス炊きボイラーで排ガス通路にダンパーを有するものにあつては、プレパージのため十分なダンパー開度を維持している。
7. ガス炊きボイラーの点火の前に、通風装置により、ボイラー内の燃焼ガス側空間（煙道を含みます）を十分な空気量でプレパージしている。
8. ガス炊きボイラーで燃焼量を増減できる燃焼装置は、空気不足の燃焼にならないようにしている。（2以上の主バーナの使用数を増減するときも、同様とする）
9. ガス炊きボイラーの燃焼量を急激に増減することは、原則としてしていないか。（特に初起動の場合留意）
10. ガス炊きボイラーで主バーナへ点火する場合において、1回で着火しないときは、直ちに燃料ガスをしゃ断し、その原因を調査して必要な措置を講じた後再点火している。
11. ガス炊きボイラーが異常消火した場合は、ボイラーの運転を止め、その原因を調査して必要な措置を講じた後再点火している。
12. ガス炊きボイラーの再点火の場合は、原則として、初めて点火するときと同様の方法をとっている。
13. ガス炊きボイラーで逆火や不安定燃焼が生じる場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じている。
14. ガス炊きボイラーが停電した場合は、必要に応じて、電源の元スイッチを切り、かつ、燃焼ガスの元弁を閉じている。
15. ガス炊きボイラーを消火する場合は、燃焼ガスの供給を止めた後、通風を止めている。
16. ガス炊きボイラーの主バーナは、焼損等の有無について定期的に点検し、かつ、掃除

している。

17. ガス炊きボイラーの弁、フランジおよびガス配管は、定期的に漏れの有無を点検している。
18. ガス炊きボイラーで燃焼量を自動制御するボイラーにあっては、定期的にその自動制御の機構を点検している。
19. ガス炊きボイラーの点火装置は、初めて使用するとき、変更したとき等に確実に点火できることを確認している。
20. ガス炊きボイラーの点火燃料を使用する点火装置は、初めて使用するとき、変更したとき等に点火炎を検出することができなくなるまで点火炎を小さくした場合でも、主バーナに確実に点火できることを確認している。
21. ガス炊きボイラーの点火の前に、点火バーナに使用する燃料ガスの圧力が適正であることを確認している。
22. ガス炊きボイラーの点火バーナ、点火電極および絶縁がいしは、定期的に点検し、かつ、掃除している。